

平和運動センター通信 原水禁ヒロシマニュース

№. 226
2020年
5月号
(5月7日)

- 発行：広島県平和運動センター
原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
- 〒733-0013 広島市西区横川新町7-2 2 自治労会館 1階
- Tel:082-503-5855 FAX:082-294-4555
- E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp
- 広島県原水禁 ホームページ <http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/>
- ブログ：<http://kokoro2016.cocolog-nifty.com/shinkokoro/>

発行責任者
渡辺 宏
(事務局長)

—子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を！—

新型コロナウイルスの猛威の前に、各組織、個人の対応が冷静に行われていることに敬意を表するとともに、この問題で安倍政権の延命・緊急事態法を盛り込んだ憲法改悪を許してはならないとの意思統一ができればと願います。特に気になる動き（マスコミも批判しない）として、営業の休止を求めながらその補償は行わないという、政府が果たすべき役割を怠っているながら、パチンコ店をやり玉にしながら、営業休止を強要していることです。コロナ問題で苦しむ人々を助けず、人々を分断し、あたかも自粛要請に従わない者にすべての責任を転嫁することを許してはなりません。さらには、現行の緊急事態宣言では強制力が足りないとして、より強制力を強める法律の制定へと世論操作が行われていることです。

憲法記念日の講演は中止せざるを得なくなりましたが、5月3日に YouTube でそれぞれの分野で活動している方々の改憲反対を訴えるメッセージを配信しました。今月はその内容を紹介しながら、今一度新型コロナウイルス対策の中で、大切なことを見失わないために一考願えればと思います。

―――目 次―――

2P：チェルノブイリデーで県原水禁がアピール

4P：5.3 憲法記念日に思う

.....

コロナウイルス対策に便乗した改憲を許すな！ ～4月3日街宣行動実施～

ヒロシマ総がかり行動実行委員会は、4月3日午後5時30分から本通電停前で、定例の「3の日行動」を行いました。新型コロナウイルスの感染が拡大する中での街宣となり、ました。総がかり行動事務局の藤元さんの司会で始まった「3の日行動」は、先月と同じように歌声9条の会のみなさんによる歌声のアピールでスタート。最初に、「全般的な情勢について」川后和幸共同代表が訴え、続いて「特措法による緊急事態宣言の危険性」を同じく共同代表の山田延廣弁護士が訴えました。その中で山田弁護士は「安倍政権は、コロナ感染を国難と称し、個別法で対応すべき事項にもかかわらず、緊急事態条項を憲法に定めるべきという改憲をめざす火事場泥棒的な動きをしている。安倍総理と取り巻きは、コロナ感染対策に真剣に向き合っているとは思えない」と警鐘が鳴らされました。

続いて、新型コロナウイルス感染拡大で大きな影響を受けている「非正規労働者の苦境」をスクラムユニオン・ひろしまの土屋みどり書記長が報告。「3月21日22日と労働相談ホットラインを開設したところ、3月に破産したバスツアーを手掛ける『アイトラベル』の労働者から相談を受けた。アイトラベルは運転手など約30人が働いていたが、2月からキャンセルが相次いだものの助成金を受けられず倒産した。国の立て替え払い制度への申請、失業給付の申請などの手続きなどで解雇予告手当の8割給付や2～3か月の給料支払いを実現できたが、再就職は厳しい」。さらには、子どもを抱えた夫婦の相談やフィリピンからの技能実習生の帰国問題などを紹介。技能実習生の問題では、「何とか解決できたが、手続きが複雑すぎる」ことなどが指摘されました。



続いて、「イベント自粛の影響」についてシネマキャラバンの友川さんが報告、さらに「河井疑惑」「沖縄辺野古問題」を総がかり行動世話人会のメンバーが訴えて今月の行動を終了しました。街宣の途中、立ち止まって耳を傾ける女性の感想を聞きました。「マスク2枚配布、笑ってしまいますよね。学校が休みの子どものことを考えると、これからどうなるのか不安が広がります。先が見えない問題ですが、いま困っている人のことを考えた政策を具体的に示してほしい」と話されました。政治の在り方が問われるべき事態に対して、政府への無批判な態度では、何の解決にもならないことを肝に銘じた行動となりました。(先月19日、府中市の「19日行動」の写真)



「マスク2枚配布、笑ってしまいますよね。学校が休みの子どものことを考えると、これからどうなるのか不安が広がります。先が見えない問題ですが、いま困っている人のことを考えた政策を具体的に示してほしい」と話されました。政治の在り方が問われるべき事態に対して、政府への無批判な態度では、何の解決にもならないことを肝に銘じた行動となりました。(先月19日、府中市の「19日行動」の写真)

「4.26 チェルノブイリデー」で原水禁がアピール

1986年4月26日、旧ソ連のチェルノブイリで原発事故が発生してから、34年目を迎えました。広島県原水禁は、事故の翌年の1987年から4月26日をチェルノブイリデーとして、毎年平和公園の原爆慰霊碑前での座込み行動を続け、節目の年にはチェルノブイリの現状を学ぶ講演会を開催し、原発事故被害者への救済と脱原発社会の実現を訴えてきました。しかし、私たちの訴えも空しく、チェルノブイリ原発事



故を教訓とすることなく原発政策を推進してきた日本で、2011年3月11日東京電力福島第1原子力発電所で、チェルノブイリ事故と同じレベル7の深刻な事故が発生しました。

私たちは、チェルノブイリ原発事故により、広島の被爆者と同じように放射線後障害に苦しみ、将来の健康不安を抱える被害者がいることを決して忘れません。しかし今年は、こうした思いで毎年続けてきた「4・26チェルノブイリデー座込み行動」を、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を考慮し、中止することにしました。

座込み行動は中止しましたが、チェルノブイリ原発事故を決して忘れないとの思いと脱原発社会実現決意を込め、下記のアピールを出し、安倍首相あてに送付しました。

「4・26チェルノブイリデー」アピール

チェルノブイリ原発事故から34年が過ぎました。放射能による人体と環境への深刻な被害は今なお続き、被曝によると見られる分泌系や血液系疾患などの慢性疾患や新生児の先天性疾患が報告され、事故原発から30km圏内への立ち入りは厳しく制限され、人々を苦しめ続けています。

一方、「チェルノブイリのような事故は起きない」と宣伝され続けた日本では、9年前の2011年3月11日、福島第一原発においてチェルノブイリと同じレベル7の事故が引き起こされました。

事故を軽く見せたい日本政府は、避難区域の除染で住民の帰還を進めようとしていますが、健康への不安とすでに新たな生活拠点で生活再建が行われていることもあり、帰還は進んでいません。

何より今後数十年はかかると言われる事故処理も、貯蔵プールにあった核燃料の取り出しこそ一部で始まったものの、メルトダウンによって溶け落ちた核燃料の取り出しは全く手つかずの状態です。その上に、溜まり続ける汚染水に困り、今年中にも海洋放出を始めようとする中で、安心して住み続けられる状況には全く至っていないのが現実です。

私たちは、チェルノブイリを、そして福島を、原発事故被害者の痛みを決して忘れてはなりません。それは、「核と人類は共存できない」ということを改めて教えているからです。

安倍政権は、原発に依存してきた歴代の自民党政権の責任を取らないばかりか、多くの国民の反対の声を無視し、再び原発政策を推進し再稼働を強行しています。

原発事故で起こった事実を忘れた時、再び過ちを繰り返すことになります。安全神話の行きつく先に原発事故があったことを決して忘れません。脱原発への道こそ、私たちが歩むべき道であり、すべての原発の再稼働・新增設に反対します。

新たなヒバクシャを作らせないためには、「核絶対否定」の道しかありません。
私たちは、人類史上はじめて原子爆弾の惨禍を被ったヒロシマから訴えます。

- ◆チェルノブイリ原発事故を忘れてはなりません！
- ◆福島第一原発のような事故を二度と起こさせてはなりません！
- ◆原発の再稼働・新增設を許してはなりません！
- ◆新たなヒバクシャを生み出してはなりません！
- ◆全ての原発被害者への補償と救済を強く求めます！
- ◆ノーモアヒバクシャ、ノーモアチェルノブイリ、ノーモアフクシマ

2020年4月26日

原水爆禁止広島県協議会

5・3 憲法記念日に思う ～コロナ禍・今、本当に必要な視点は～

ヒロシマ総がかり行動実行委員会は、5月3日の憲法記念日に際し、集会に代わってビデオメッセージを発信しました。以下その中から3人の方のメッセージを紹介します。

1. 広島県原水禁代表委員の金子哲夫さん

新型コロナウイルスの感染拡大は、今私たちにかつて経験したことの無い脅威を与えています。

一人ひとりの命の問題です。

しかし、2月以降の安倍政権のコロナ対策は、残念なことですが、いのちの問題として十分だったとは言えません。「いのちよりも東京オリンピック」「いのちよりも経済が優先」となっていないかでしょう。

確かにコロナウイルス対策の中で、経済は大きく後退をしています。しかし、これまでも日本が経験したように、経済は大きな痛みを受けても、何時かは回復します。回復させることができます。

でも、一度失われたいのちは、決して取り戻すことはできないのです。絶対に忘れてはならないことです。

命が最優先される政治。これは与党、野党を問わず政治全体に課せられた重い責務です。残念ながら、政治の中にその姿を見出すことができないのは私だけでしょうか。

繰り返すようですが、お金より命です。

命を守るための医療体制の整備は急務です。医療現場の厳しい状況が連日報道されています。私は、水際対策に重点が置かれている時期から、今やるべきことは、最悪の事態を備えた医療体制の整備を急ぐことだと考えてきました。

それは、早くに感染が広がった韓国やヨーロッパ諸国の状況や対策を、きちんと把握していれば、当然に考えることができたことです。

例えば、軽症者対策もその一つです。ようやく民間ホテルなどの借り上げが進んでいます。しかし、なぜか「オリンピック選手村を使おう」との声が上がりません。このことは検討されなかったのでしょうか。不思議で仕方ありません。

ところで、「新型コロナウイルス対策が進まないのは、憲法に「緊急事態条項」がないからだ」と主張する人たちがいます。果たして、本当にそうなのでしょうか。

安倍政権のコロナウイルス対策は、現在の法律でも十分可能な対策がきちんと行われていないところに問題があります。

場当たり的で人気取りとも思える政策にはうんざりします。しかも、科学的根拠に基づいたものとも思えません。大事なことは、全ての情報を開示し、正確なデータに基づいた政策を国民にきちんと説明することです。科学的根拠に基づいた政策の確立こそが大切です。忖度は必要ありません。

繰り返すようですが、今大切なことは、命を守ることです。

そのための知恵を結集することこそが、政治に求められています。国民の命を守るため、やれることはすべてやる。国民の信頼を得てこそ、政策を推進することができます。

そして、その過程を検証するためにも、すべての情報をきちんと管理し残すことが絶対に必要です。情報の改ざんや隠ぺいは決してあってはなりません。

正しい情報に基づく検証なくして、憲法を語ることはできないのです。

(事務局より：新型コロナウイルス感染に係る問題について、県原水禁のブログ「新・ヒロシマの心を世界に」<http://kokoro2016.cocolog-nifty.com/shinkokoro/>に、同代表委員の秋葉忠利さんが詳しく説明されていますので是非ご覧ください。)

.....

2. 「スクラムユニオン・ひろしま」書記長・土屋みどりさん

新型コロナウイルス感染拡大で労働者、市民の生活が激しく脅かされている状況下で、5月3日憲法の日を迎えることとなりました。集会は中止となりましたが、労働組合の立場から、一言アピールをしたいと思います。

今、新型コロナウイルスの感染拡大で社会生活、社会活動が寸断され、停止に追いやられようとしている状況の中、命を懸けて医療現場を支えている医師、看護師、事務職員たち、医療器具、防護服、マスクなどを製造する労働者、それを運ぶ運輸労働者、その生活を支える食糧を生産する農家の人たち、加工する労働者、どんなことがあっても社会的インフラを支える労働者たちの労働があります。この多くの社会的つながりの中で私たちは生きています。普段はあまり意識をすることがないかも知れませんが、この社会的関係があって社会生活は成立しています。

その労働者、市民の生活が今、脅かされている中で、安倍政権の危機管理能力のなさや無能性が暴露されてきています。口先では「命を守る、生活を守る」といいながら、小手先の思いつきでの対応に終始しています。466億円もの巨額な資金を投じてマスク2枚を全世帯に配る政策には本当にあきれ果てます。「アベノマスク」と揶揄されるのも当然でしょう。資金を投じるならば、まずもって医療現場で不足するマスクや防護服、消毒薬などの調達に使うべきでしょう。こんな政権にこの国の未来を託すことは到底できません。

私たちのところには、新型コロナウイルス感染拡大で、仕事を失った、賃金をカットされた、非正規労働者でシフトを減らされた、などの相談が寄せられています。団体交渉で、雇用調整助成金の活用を提案しても、「申請書類、手続きも大変だが、実際お金が入るのは2～3ヶ月後、一旦会社が休業手当を支払わなければならないが、それを払えない」と泣き事を言う事業者もいます。確かに、大手企業なら2ヶ月くらい休業手当を支払っても、国の助成金が入るまで持ちこたえられますが、それすらできない企業も多くあります。

さらに、労働組合の立場で、今危惧しているのは、労働組合つぶし、労働運動つぶしの策動です。関西地区生コン支部にかけられた攻撃は、ひどいものです。団体交渉を要求すれば「強要、脅迫」と言われ、ストライキをすれば威力業務妨害とされ警察に逮捕され拘留されるという信じられない出来事が起こっています。憲法28条には労働三権（団結権、団体交渉権、争議権）が保障されています。この正当な活動が、業務威力妨害では労働組合活動は成立しません。大弾圧です。民主主義の危機であると言えます。関西生コン支部の闘いと連帯して闘って行かなければならないと思っています。

(事務局より：広島県平和運動センター加盟組織には、関西生コン支援カンパの要請は行っていますが、友好団体・個人でのカンパも受け付けていますので、事務局までご連絡いただければ、資料を送付させていただきます。)

3. 総がかり行動の共同呼びかけ人の山田延廣さん

現在、この国ではコロナ問題で、自粛騒ぎが生じています。私が気にかかるのは、テレビなどで政治家や有名人が出てきて「今は、戦争状態であるから…」との発言です。「今は外出を我慢するときだ…」、「人にうつしたらどうするのか」と述べ、SNSでは、自粛に従わない業者を捜して出して責めたてています。

これではまるで、「勝つまでは頑張ろう！」のスローガンに則って一丸となり、国民が相互監視したあの戦時中の異様な姿ではありませんか。そこには、自粛により生計が立ちゆかない中小零細業者、それにより解雇された働く人々、日常的に介護を受けなければならない障がい者など社会的に立場の弱い人に対する思いやりはありません。

もっと問題なのは、安倍政権がこのコロナ問題を、緊急事態条項を憲法に創設する必要があるとして憲法改正議論に結びつけようとしていることです。

安倍首相は、4月7日、コロナウィルス感染に関する「緊急事態宣言」の発令に関する質疑の中で、緊急時に「国家や国民の役割について、憲法にどのように位置づけるかは、大切な問題である」として、「憲法に緊急事態条項を創設ことにつき、憲法審査会で活発な議論を進めるよう」と呼びかけています。そして、自民党幹部は、コロナウィルス感染の拡大は、「緊急事態の一例であり、憲法改正の大きな実験台である」などと述べて、憲法改正に結びつけているのです。

憲法の緊急事態条項が濫用されて、言論の自由などの人権を侵害された例は、ナチスヒトラーの独裁政治を持ち出すまでもなく、わが国でも戦時中、緊急勅令により様々な人権侵害を生じさせています。

そもそも、コロナへの感染拡大対策と緊急事態条項を憲法に入れることは全く関係ありません。今、政治に求められていることは、営業自粛要請と共に、これに伴う補償を行うことです。

国は、緊急事態宣言した翌日である4月21日、辺野古基地埋め立て工事設計変更を申請し、当初想定の2.7倍の9300億円を投じるとしています。また、広島県知事も自粛補償の財源がないとして、県職員の給与の削減などに言及していますが、あの不要不急な二葉山トンネルに当初の3倍以上のお金を投じるのです。

私たちは、このコロナ危機に便乗したこのような民主主義機能を停止させる憲法改正問題へのすり替えに反対し、無駄な公共事業や軍事費を生活費に回すよう要求しようではありませんか。

.....

(編集後記)

軍事費増強より、災害や事故に強い医療や福祉の充実による安心社会構築へチェンジをさせることを考えるチャンスです。そのためには、この度の新型コロナウイルス感染という事態に対して、それぞれの現場での苦闘の中で感じたことを出し合い、どうあるべきなのか、そのために何が必要なのか、しっかりと議論してまとめておくことではないでしょうか。この苦労を改革に繋げていきましょう。